

桜川市市街地浄化槽設置事業

1. 事業の実施にあたって

桜川市では、生活環境の改善と河川などの公共用水域の保全を図るために生活排水対策として公共下水道事業、及び農業集落排水事業に取り組んでおります。そこで近い将来に下水道が整備される予定の区域において、下水道供用開始時に浄化槽から公共下水道への切り替えがスムーズにできるよう下水道が整備されるまでの暫定措置として、区域内で個人用の住宅を新築や建替えをされる方を対象に市で浄化槽の設置を実施しております。

本事業では市が個人に代わって浄化槽設置工事を行い、使用者様には設置費用の一部（負担金）を納めていただきます。そして工事が完了し、浄化槽の使用を開始した後の維持管理については個人で行っていただくこととなります。また、お住まいになっている地域に公共下水道が整備されたときには速やかに公共下水道に接続替えをしていただきます。公共下水道が供用開始された時には受益者負担金を納めていただくこととなりますが、使用者様の受益者負担金の金額は今回の市街地浄化槽設置事業での負担金を控除した金額となりますので、対象地域で浄化槽を新たに設置される方は、個人で負担する費用が相当軽減されますので安心して事業にご参加ください。

2. 事業概要について

- ・対象区域：市街化区域を主とした喫緊の下水道整備予定区域
(詳しくは下水道課までお問い合わせください)
- ・対象浄化槽：処理性能 BOD20 mg/L 窒素濃度 20mg/L 以下の機能を有する物
- ・浄化槽本体設置工事は市が行います。
(排水設備やその他特殊工事については個人負担)
- ・設置後の維持管理に関しては、浄化槽設置者に行っていただきます。
- ・公共下水道が供用開始された時には公共下水道へ速やかに接続していただきます。
- ・公共下水道が供用開始した時に発生する受益者負担金は、本事業の負担金を控除した金額となります。

3. 設置費用について

(1) 負担金について

浄化槽設置工事の多くは市が負担し、残りの一部を住民の皆様に負担していただきます。

個人負担金

浄化槽の大きさ	負担金
5人槽	150,000円
7人槽	200,000円
10人槽	250,000円

※一般住宅の浄化槽の大きさは、住宅の延べ床面積によって決まります。

140㎡以下は5人槽、140㎡を超えるものは7人槽、二世帯住宅は10人槽です。

(2) 負担金以外に必要な費用

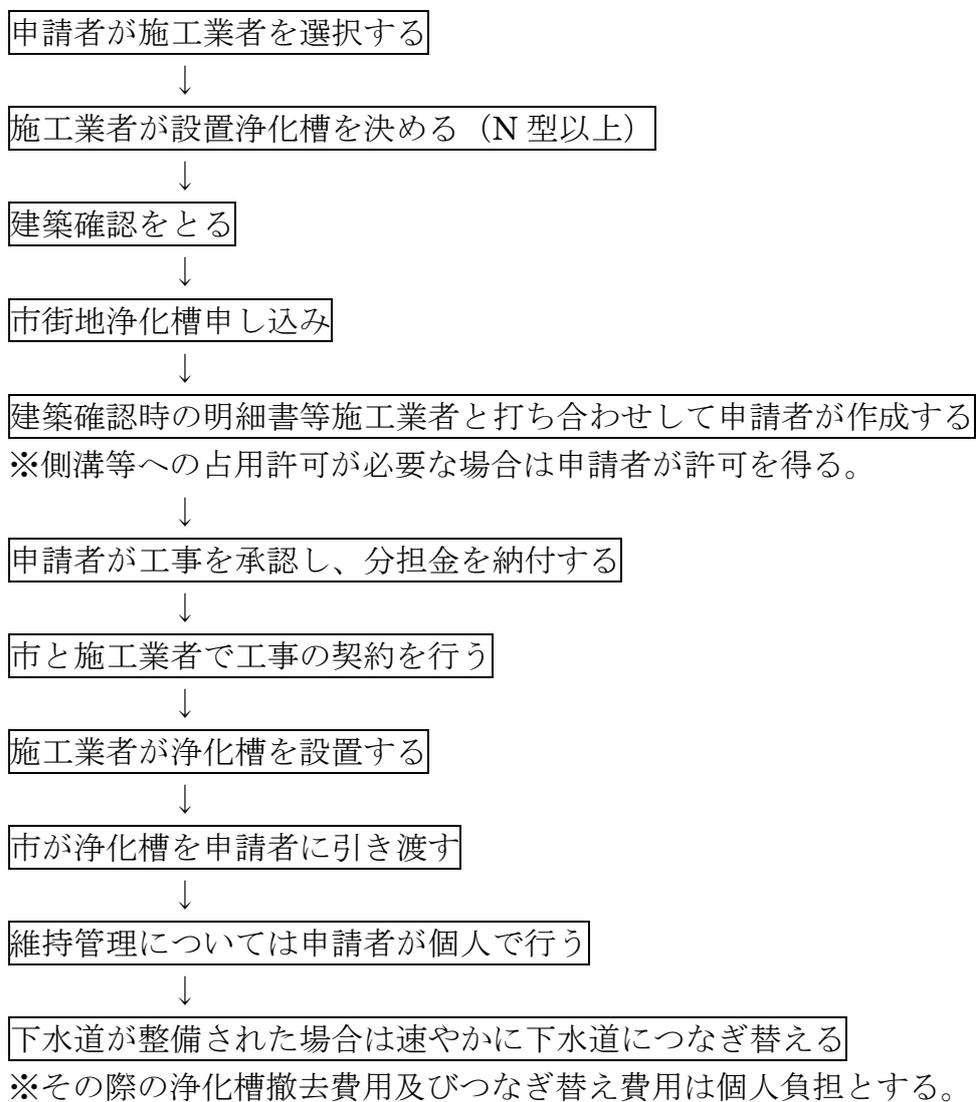
- ①トイレ（便器購入費含む）の改修費および、水道・電気工事費
- ②トイレ、台所、風呂などから浄化槽までの配管接続工事費
- ③浄化槽設置費用に係る障害物（庭木、既設便槽等）の撤去、移設、復旧工事
- ④浄化槽の設置場所の都合による付帯（補強）工事費及び放流先がない場合などの付帯工事
- ⑤水洗トイレや浄化槽維持管理に必要な水道使用料及び電気使用料
- ⑥浄化槽から排水先までの排水設備（排水管・放流ポンプ槽等）
- ⑦浄化槽の検査等の維持管理費用

4. 浄化槽を使用する上での心掛け

浄化槽は微生物の働きで生活排水をきれいにします。浄化槽の性能を100%発揮するためには、日頃の使い方が大切です。

- ①トイレトーパー以外の物（煙草の吸殻、生理用品など）をトイレに流さない
- ②トイレの掃除には薬品（塩酸、クレゾール）は使用しない。
- ③台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流さない。
- ④ブロワー（送風機）の電源は切らない。
- ⑤浄化槽（マンホール）の上には重い物を置かない。
- ⑥洗濯や食器洗い洗剤は適量を使用する。また塩素系漂白剤は最小限の使用とする。
- ⑦お風呂のカビ取り剤を使用した場合は、浴槽の残りの水を流しながらシャワーなどで洗い流す。
- ⑧ペット（犬、猫など）の排泄物は流さない。

市街地浄化槽設置事業の流れ



市街地浄化槽工事負担区分及び管理区分図

